

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第27号

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年新潟県規則第60号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（漁獲量等の報告の方法）</p> <p><b>第2条</b> 法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分の<u>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告にあつては別記第1号様式の書面により、<u>漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記第1号様式の2の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告にあつては別記第2号様式の書面により、<u>漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記第2号様式の2の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記第3号様式の書面により、それぞれ行うことができる。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>別記</p> <p><b>第1号様式</b>（第2条関係） <u>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書</u> （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（漁獲量等の報告の方法）</p> <p><b>第2条</b> 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記第1号様式の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては別記第2号様式の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記第3号様式の書面により、それぞれ行うことができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>別記</p> <p><b>第1号様式</b>（第2条関係） <u>漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書</u> （略）</p>

記載要領

1・2 (略)

3 (略)

4 (略)

**第2号様式** (第2条関係)

特定水産資源(特別管理特定水産資源を除く。)の漁獲量等報告書(非漁獲割当管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))及び個人情報の取扱いに関する同意書

(略)

記載要領

1～3 (略)

**第4号様式** (第3条関係)

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

(略)

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 委任事項(該当する□にレ印を記入すること。)

法第26条第1項及び第2項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)

法第30条第1項及び第2項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告)

2 (略)

記載要領

1・2 (略)

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

(略)

記載要領

1・2 (略)

3 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。

4 (略)

5 (略)

**第2号様式** (第2条関係)

漁獲量等報告書(非漁獲割当管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))及び個人情報の取扱いに関する同意書

(略)

記載要領

1～3 (略)

4 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入することとする。

**第4号様式** (第3条関係)

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

(略)

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 委任事項(該当する□にレ印を記入すること。)

法第26条第1項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)

法第30条第1項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告)

2 (略)

記載要領

1・2 (略)

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

(略)

**第2条** 新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）		
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数			
船舶等の名称			

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

記載要領

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		船舶等の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量(kg)	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

記載要領

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。